

第 20 回
知的障害を理解するための基礎講座
学習の手引き

公益財団法人 日本知的障害者福祉協会

レポート作成・提出 チェックリスト

★レポートの作成・提出の前に必ず確認しましょう。

チェック項目	提出回		
	第1回	第2回	第3回
1. 所定の用紙・様式を使用していますか？			
2. 課題をしっかりと読み、理解したうえで作成しましたか？			
3. レポートの文体は「である・だ」体で統一していますか？			
4. 改行や文頭は1マス空けるなどの文章作法を守っていますか？			
5. 提出するレポートのコピーをとりましたか？			
6. レポート提出票の付け違いはありませんか？			
7. レポート提出票の記入漏れはありませんか？			
8. 提出期間は確認しましたか？			
9. 指定の封筒を使用していますか？			
10. 封筒の記入漏れはありませんか？			

確認テスト提出 チェックリスト

★確認テスト提出の前に必ず確認しましょう。

チェック項目	
1. 解答用紙に氏名、受講番号等の記入漏れはありませんか？	
2. 解答用紙のコピーをとりましたか？	
3. 指定の封筒を使用し、提出期間は確認しましたか？	

目 次

1. 本講座の概要	2
2. レポートの作成について	3
3. 確認テストについて	4
4. レポート・確認テストの提出について	4
5. レポート・確認テストの返却について	6
6. レポート・確認テストの再提出について	6
7. 受講中の諸手続きについて	6
8. 担当者一覧	6
9. レポート提出票記入例	7
10. レポートの取り組み方	8
11. 知的障害を理解するための基礎講座実施規程	10
●学習ガイド	
レポート課題	12
確認テスト問題	13
●その他	
変 更 届	20

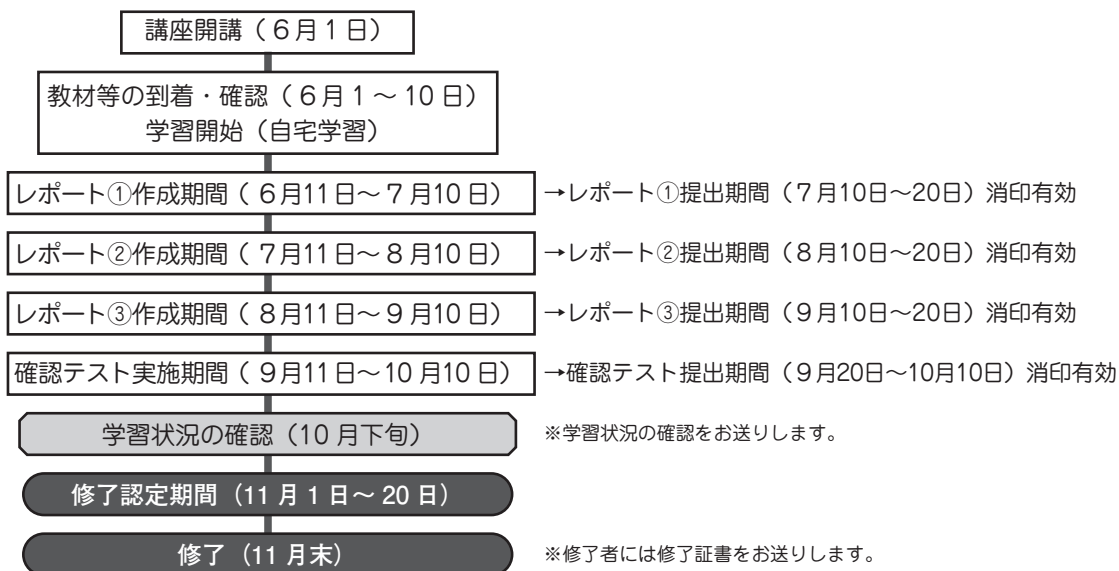
1. 本講座の概要

1. 受講期間

6ヶ月（6月開講、11月末修了）

※テキスト等の教材がお手元に届いてから学習を開始します。

2. 学習のながれ



※レポート課題は12ページを参照ください。

※各種提出は4ページも参照ください。

3. 学習内容

上記の「学習のながれ」に沿って、テキスト学習ならびに日本知的障害者福祉協会オンデマンド研修動画の視聴による自宅学習（レポート作成、確認テスト）を行います。

①レポート作成

知的障害を理解するための基礎講座テキストの熟読、オンデマンド研修動画を視聴し、自身が選択した課題に基づきレポートを作成のうえ、所定の期日までに提出します。（提出期間は4ページを参照）

オンデマンド研修動画の「障害のある方への支援」を視聴し、課題を理解した上でレポートを作成してください。テキスト学習と併せて視聴することで、より理解が深まります。

動画の視聴 → <http://www.aigo.or.jp/menu02/kisofm.html>

【オンデマンド研修動画パスワード】：2025basic20

②確認テスト

確認テストに回答し、所定の期日までに提出します。

(提出期間は 4 ページを参照)

2. レポートの作成について

1. レポート課題について

12 ページに記載の各回の 2 つの課題の中から **1つを選択し**、下記に基づきレポートを作成してください（レポートの作成にあたっては、8～9ページの「レポートの取り組み方」についても参考にしてください）。

2. レポートの作成について

①用紙

用紙は、指定の原稿用紙（B5 版・横書き・20 字×20 行）を使用してください。パソコンを使用して作成する場合は、B5 サイズで作成し、指定の原稿用紙と同様の様式にしてください。

本講座のホームページ（<http://www.aigo.or.jp/menu02/kisofm.html>）より様式（word 形式）がダウンロードできます（両面印刷は不可）。なお、レポート用紙にマス目・枠がないもの、用紙サイズの異なるものは不可とします。

②筆記具

手書きの場合は黒ボールペンか万年筆を使用してください。鉛筆、消せるタイプのボールペン等は不可とします。

パソコンを使用する場合は、10.5 ポイント程度の明朝体を使用し、指定原稿用紙のマス目に合わせて印字ください。

③文字数

ひとつの課題は、800 字（指定原稿用紙 2 枚）以内にまとめてください。

※ 800 字以内とは、**750 字以上 800 字以内**を想定しています。（原稿用紙 2 枚目の最終行まで記入してください）

※課題文は、用紙に記載しないでください。引用文献、参考文献の記載は、指定文字数には含みません。

④レポートの内容

各章における学習のねらいとレポート課題を理解したうえで、レポート課題

と論述内容が一致するように作成してください。（箇条書きは不可）

論述形式で作成し、文体は「である・だ」体で統一してください。

⑤誤字の訂正

レポートは、別の用紙に下書きをしたうえで、レポート用紙に清書してください。訂正が生じた場合は、広範囲でなければ修正液等の使用を認めますが、読み取りに支障をきたす場合は、新たに書き直してください。また、ご自身が作成したレポートを講師が添削することを考慮して丁寧に書いてください。

⑥不正行為の禁止

他人のレポートを写して提出するといった行為や、互いにレポートを写し合ったと思われる行為が発覚した場合は、双方共に修了は認められません。

3. 確認テストについて

学習内容の理解度を確認するため、確認テスト（30 問）を行います。13 ページの確認テスト問題を、同封の用紙に回答し提出します。問題はテキスト全般から出題しておりますので、全ての回答を記入してください。

確認テストは、全てのレポートの提出後に各自が自宅にて取り組み、決められた期間に解答用紙を提出します。（提出期間は以下を参照してください。）

なお、下記 URL よりご回答いただくことも可能です。

<http://www.aigo.or.jp/menu02/kisofm.html>

4. レポート・確認テストの提出について

1. 期間

期 間	提 出 内 容
7/10～7/20	レポート①提出期間（消印有効）
8/10～8/20	レポート②提出期間（消印有効）
9/10～9/20	レポート③提出期間（消印有効）
9/20～10/10	確認テスト提出期間（消印有効）
11/1～11/20	修了認定期間
11月末	修了（修了証書発行）

2. 事前確認

①氏名等の記入

提出する全てのレポート用紙の記入欄に受講番号、課題番号、提出回、氏名を記入してください。「レポート提出票」だけではなく、必ずレポート用紙にも記入のうえ、提出してください。

②レポート提出票の記入と確認（7ページ参照）

レポート提出票（3回分）から、該当する提出票に必要な事項を記入します。

課題番号の記入欄（3ヶ所）には、2つの課題のうち選択した課題番号と課題文をすべて記入し、印字されている氏名等の情報を確認します。（誤りがある場合は赤字で訂正してください。）

提出票を書き損じた場合や紛失した場合などは、本講座のホームページ（3ページ参照）より提出票をダウンロードし、必要事項を記入してください。

③レポート提出票の添付

レポート提出票をレポートに添付し、左上1か所をステープラー（ホチキス）で綴じてください。

④レポート・確認テストの控え

郵便事故等によるレポート紛失の対策として、提出するレポートと確認テストの答案用紙は必ずコピーし、控えをお手元に残してください。

3. 提出

①レポート・確認テストの提出（以下、郵送かインターネットのいずれかで提出）

【郵送の場合】

本講座指定の提出用封筒に受講番号、氏名、提出物を記入し、糊付けにて封緘してください。本講座のレポート・確認テストは、第1種定形外郵便です。（レポート1通につき、**50 グラム以内 140 円**です。郵便物の重さによって異なります。）

【インターネットの場合】

日本知的障害者福祉協会のホームページから知的障害を理解するための基礎講座ページ（<http://www.aigo.or.jp/menu02/kisofm.html>）にアクセスし、〈4. インターネットによる提出〉に掲載の「レポート提出フォーム」「確認テスト提出フォーム」より「レポート提出票」・「レポート」・「確認テスト」を送信してください。

②レポート・確認テストの提出期限（郵送・インターネット共通）

各提出物の提出期間は4ページを参照してください。指定する期間内の消

印が押された提出物のみが有効で、指定期間以外の消印を押されたものは受付できませんので注意してください。

なお、指定期間の最終日が休日（土、日、祝日）の場合は、翌日まで有効とします。

5. レポート・確認テストの返却について

レポートは、本講座の担当者が確認し、コメントを付して返却します。確認テストは事務局にて採点し返送します。レポート返却までの期間は、約2ヶ月半程度を予定しています。

6. レポート・確認テストの再提出について

2025年10月下旬にレポートの提出状況（学習状況）を送付します。その際、再提出に該当する方には再提出の手続きについてご連絡します。

【再提出について】

- ①未提出の課題がある場合は、該当する課題のレポートを1回に限り提出することができます。
- ②再提出をする場合は、所定の申請料（1課題 1,100円）の納入が必要です。

7. 受講中の諸手続きについて

受講期間中に氏名や住所等に変更が生じた場合は、20ページの「変更届」により、すみやかに事務局まで届け出てください。（本講座のホームページからも変更の手続きができます。）

8. 担当者一覧（令和7年5月1日現在）

担当者名
内野浩二（社会福祉法人土穂会）、菊池崇臣（社会福祉法人川越にじの会）、相馬大祐（長野大学）、高野康彦（社会福祉法人三田谷治療教育院）、高橋智秀（社会福祉法人みずほ厚生センター）、西永堅（星槎大学大学院）、猿子雅子（社会福祉法人養楽福祉会）、山本秀樹（社会福祉法人あすなろ福祉会）、米川輝（社会福祉法人柏学園）

提出前にレポート①②③
をご確認ください。

9. レポート提出票記入例

(レポート①：レポート課題2を選択した場合)

必ずホチキスで留める

ホチキス位置

レポート提出票

レポート提出票 (受講生用)		レポート①	
受講番号	20 ○○○○	氏 名	福 社 太 郎
*勤務先		*職 名	
[課題] ・選択したレポート課題の番号と課題文を記入してください。 ・課題番号は、2重枠(3ヶ所)に記入してください。			
※課題番号	※課題文		
2	知的障害・発達障害のとらえ方について、オンデマンド動画とテキスト 第3章3節の学習内容を踏まえてあなたの考えを述べなさい。		
[課題に該当する章を読んだ感想を記入してください。]			
[講師によるコメント]			
		講師印	印

課題文は短縮しないで
ください。

必ず記入してください

- ・太ワク・二重ワクの部分は必ず記入してください。
- ・レポート提出票(受講生用)の「*」の欄に必要事項を記入してください。
- ・レポート課題番号は、「レポート提出票」「レポート返信票」「レポート受付票」の3か所に、選択した課題を記入してください。
- ・レポートとともに左上をホチキスで留めてください。

キリトリ

レポート返信票 (協会控②)		レポート①		※課題番号
受講番号	20 ○○○○	氏 名	福 社 太 郎	2

キリトリ

- ・「※課題番号」欄に選択したレポート課題の番号を記入してください。

レポート受付票 (協会控①)		レポート①		※課題番号
受講番号	20 ○○○○	氏 名	福 社 太 郎	2

注：~~~~の部分を必ずすべて記入して下さい(波線は必要ありません)。
(各教科のレポート課題は、12ページ以降に記載しています)

10. レポートの取り組み方

通信教育による学習の中心は、テキストを読み、学んだ内容をレポートにまとめることです。その際、他の本や新聞、インターネットなどで関連することを調べ、自分の考えをまとめることも必要になります。

I. テキストを読み、視野をひろげる

1. テキストを読む

①概要を把握する

まず、概要をつかむために、テキストの最初から最後まで、ざっと目を通してみましょう。目次・索引をながめ、キーワードをつかむことも有効です。その中で興味をもてる部分があれば、そこから読んでみても良いでしょう。学習は興味のもてるところからスタートするのが効果的です。

また、この段階で「レポート課題」にも目を通し、与えられた課題を理解しておきましょう。

②目的意識をもって読む

次に、レポート課題や「学習のねらい」をもとに、実際にレポートを書くつもりになって、テキストを丁寧に読んでみましょう。さらに、レポート課題だけでなく、自分なりに疑問をもって、それに対する答えを見つけるつもりで読んでいけば、その課題への理解はずっと深まります。

その際、自分が大事だと思ったこと、理解したこと、面白いと思ったこと等レポートを書く際にヒントになりそうなことは、テキストに線を引く、書き込みをする、ノートに書き写すなどしておきましょう。カードの作成や付箋を使用するのもよいでしょう。

テキストは漫然と読んでいてもなかなか頭に入りません。ご自身のこれまでの知識や経験と結びつけて内容を理解するように努力してみましょう。また、誰かと学んだことを語り合うつもりで読んでいくのもひとつの手です。自分に合ったテキストの読み方を見つけていきましょう。

③自分で調べる

テキストを読んでわからない言葉があれば、自分で調べてみましょう。インターネットや国や自治体のホームページなどで調べる方法もあります。わからないことを自分で調べる方法を身につけ、それを習慣にすることは、これからの学習において、とても大切なことです。

④理解できるところから進める

テキストのすべての内容を理解するのは大変ですから、わからないところは後回しにして、先に進みましょう。学習が進んだ後に読み直してみると以前わからなかったことが理解できる、というのはよくあることです。

2. 視野をひろげる

①テキスト以外の本を読む

限られた学習時間のなかでは、テキストを読むだけでも時間がかかると思います。しかし、テキスト以外の書籍などを読んでみると、要点やキーワードなどがより明確になり、テキストを読んだだけではわからなかった内容が理解できることもあります。

同じことに対する別の説明の仕方、別のものの見方にふれることは、内容の理解を深め、視点を広げるのに非常に役立ちます。興味のある内容については、テキスト以外の本を読むことをお勧めします。

②新しい知識を柔軟に受け入れる

先述のように、テキストは自分のこれまでもっている知識や経験と結びつけて理解するのが効果的です。その際、自分の知識や経験を絶対視するのではなく、著者が述べようとしている内容を正確に理解する努力も必要です。「学ぶ」には「真似ぶ」という側面もありますから、いったんはテキストに書かれたことを素直に理解してみるようにしましょう。新しい知識を柔軟に受け入れたうえで、自分なりの理解や視点を形づくっていき、レポートに表現してください。

II. レポートをまとめる

1. 課題を理解し、自分のことばでまとめる

①課題を理解する

レポートは課題を読んで学んだことを講師に報告するものです。自身の経験や気持ちをつづった日記や感想文とは違い、課題に対する回答が求められます。この点に留意してください。

②論理的に構成する

課題をよく理解したら、テキストの内容を自分のことばで要約して、論理的にまとめることが必要となります。自分がわかったことを他の人にもわかるように伝えるつもりでまとめてください。

レポートは「序論」「本論」「結論」の構成が一般的です。文章は簡潔で要点をとらえたものとなるように心がけてください。

2. レポート作成の手順と留意点

①下書きをする

レポートをまとめる際には、テキストを読んだ時に記したアンダーライン、ノートやカードをもとに、そのようなことをどういう構成・順序で述べようとするのかを考えてみましょう。必ず下書きをおこなってから、レポート用紙に清書しましょう。

②レポート作成の留意点

- ・文字数を守る（750字以上800字以内）
- ・課題に添った内容とする
- ・簡潔な表現とする
- ・文体は「である・だ」体で統一する
- ・文頭は1マスあける
- ・改行を入れ、1マスあける
- ・楷書でていねいな文字で書く

11. 知的障害を理解するための基礎講座実施規程

平成 23 年 5 月 17 日 制 定
平成 25 年 4 月 1 日 改 正
平成 29 年 3 月 15 日 改 正
平成 30 年 3 月 19 日 改 正
平成 31 年 3 月 14 日 改 正
令和 2 年 3 月 12 日 改 正
令和 4 年 3 月 15 日 改 正
令和 5 年 12 月 14 日 改 正

(目的)

第 1 条 公益財団法人日本知的障害者福祉協会（以下「本会」という）は、知的障害福祉に関心のある人の基礎知識を高めるために本講座を実施する。

(名称)

第 2 条 この講座は、知的障害を理解するための基礎講座（以下「基礎講座」という）という。

(委員会)

第 3 条 本基礎講座は、委員会設置規程に基づき人材育成・研修委員会（以下「本委員会」という）が企画・運営する。

(受講対象者)

第 4 条 受講対象者は、知的障害や自閉症等の福祉に関心のある者とする。

(受講定員)

第 5 条 受講定員は 4 0 0 名とする。

(募集)

第 6 条 募集は、原則として年 2 回とする。

(履修期間)

第 7 条 履修期間は 6 ヶ月とする。

(履修)

第 8 条 履修は、通信教育により行うものとする。

(講師)

第9条 講師は、本委員会が推薦し、本会の会長が委嘱する。

(諸則)

第10条 本規程の細則に関する事項については、別に定める。

2. 本規程を改正または廃止するときは、本会の理事会の承認を受けなければならない。

知的障害を理解するための基礎講座の細則を次のとおり定める。

(受講の手続き)

第1条 受講を希望する者は、所定の手続きを行い、別表1に定める受講料を納入しなければならない

(履修方法)

第2条 受講者は、本基礎講座テキスト等により学習し、レポートおよび確認テストを提出する。

(修了認定)

第3条 すべてのレポートおよび確認テストの提出により修了した者に修了証書を発行する。

(受講料等)

第4条 受講料等については別表に定める。

(別表1)

受講料

受講料	18,700 円 (17,000 円受講料 + 1,700 円消費税)
再評価料 (1 課題)	1,100 円 (1,000 円再評価料 + 100 円消費税)

レポート課題

〔第1回〕レポート①

※提出期間：令和7年7月10日～20日

次の2つの課題のうち1つを選び、750字以上800字以内で論述しなさい。
なお、課題作成にあたっては必ずテキストの中で課題に該当する章をよく読み、必要に応じて引用しながら作成すること。

《課題1》障害福祉で求められる職員像について、オンデマンド動画とテキスト第1章の学習内容を踏まえてあなたの考えを述べなさい。

《課題2》知的障害・発達障害のとらえ方について、オンデマンド動画とテキスト第3章3節の学習内容を踏まえてあなたの考えを述べなさい。

〔第2回〕レポート②

※提出期間：令和7年8月10日～20日

次の2つの課題のうち1つを選び、750字以上800字以内で論述しなさい。
なお、課題作成にあたっては必ずテキストの中で課題に該当する章をよく読み、必要に応じて引用しながら作成すること。

《課題1》強度行動障害の理解と支援について、オンデマンド動画とテキスト第3章4節の学習内容を踏まえてあなたの考えを述べなさい。

《課題2》知的障害のある人の意思決定について、テキスト第7章の学習内容を踏まえてあなたの考えを述べなさい。

〔第3回〕レポート③

※提出期間：令和7年9月10日～20日

次の2つの課題のうち1つを選び、750字以上800字以内で論述しなさい。
なお、課題作成にあたっては必ずテキストの中で課題に該当する章をよく読み、必要に応じて引用しながら作成すること。

《課題1》知的障害のある人の支援における虐待防止や権利擁護について、テキスト第8章の学習内容を踏まえてあなたの考えを述べなさい。

《課題2》知的障害のある人の支援におけるリスクマネジメントについて、テキスト第8章の学習内容を踏まえてあなたの考えを述べなさい。

確認テスト問題

※インターネットでの回答も可（4 ページ参照）

◆第1章の「求められる職員像」について、カッコに入る言葉をテキストに記載されている用語を用いて記入しなさい。

問題 1. 福祉の仕事とは（ A ）を目的とした業務であり、発達支援や生活支援、介護といったサービス提供を行ううえでは、当事者はもとより家族や（ B ）との協働のもとで支援のプロセスが成り立っている仕事である。福祉サービス利用者には、地域生活における多様な課題を抱える人たちが多いため、課題を当事者らと共に丁寧に解決していくことにより、安心感や幸福感という（ C ）の価値を提供していくことが「福祉サービス」であるといえる。

問題 2. 「福祉」とは、人が（ A ）でありたい、健康で安心して暮らしたいと願う私たちの誰もが当たり前にもつ固有の（ B ）を意味する言葉である。そして「社会福祉」とは、何らかの（ C ）によって困難を抱えた人に向けて、それぞれの事情に寄り添いながら（ D ）で支えていくことを目指す社会システムである。

問題 3. 人は成長の過程において獲得してきた知識や経験、生活習慣に加え、家族や社会集団との（ A ）によって獲得してきた対人関係や集団行動などの（ B ）性を背景に、多種多様な個人差をもって暮らしている。障害のある人も同様に、幼少期から成人期にかけて培ってきた固有の特性をもっていることから、支援を行ううえでは（ C ）だけではなく、一人ひとりが持つ多種多様な（ D ）差を踏まえて判断をしていくことが、障害特性に応じた配慮をしていくうえで重要となる。

問題 4. 「わたしたちのことを、（ A ） = Nothing about us, without us」
というスローガンは、2006 年に国連で採択された「（ B ）条約」の策
定過程において障害当事者の間で繰り返し表明された有名な言葉である。本人
主体の支援とは、このスローガンが表すように本人の願いや希望が可能な限り
実現できるよう、本人と十分に相談し（ C ）を確認していくことである。
万一、社会ルールに反することや、本人の健康や暮らしに危険が伴う場面であ
れば、そのリスクを本人と（ D ）したうえで改めて本人の（ C ）を確
認していくことも「（ C ）決定支援」において重要となる。

**◆第2章の「社会人としての心構え」について、カッコに入る言葉をテキストに記載
されている用語を用いて記入しなさい。**

問題 5. 事業所では、利用者はもちろん職員と接する場合にも年齢の上下に関らず
（ A ）な言葉を使用するようにし、利用者を（ B ）のある一人の人と
して（ C ）する姿勢が必要である。

問題 6. スキルや（ A ）があったとしても勤務態度が良くない職員は（ B ）
の機会や仕事のチャンスを失ってしまい、（ C ）を積み重ねることができ
ない。

問題 7. 日常の（ A ）について、先回りをして決定を押しつけたり、支援者がベ
ストだと思う方向に誘導するのではなく、利用者に応じて分かりやすい（ B
）や視覚的な提示をし、（ C ）を待ちましょう。利用者が自分で決定し
たという（ D ）が大切である。利用者に寄り添いながら、先輩職員やサー
ビス管理責任者、家族と協力して（ A ）をサポートする。

◆第3章の「障害のとりえ方」について、カッコに入る言葉をテキストに記載されている用語を用いて記入しなさい。

問題8. 日本には、身体障害を対象とした身体障害者手帳、知的障害を対象とした（ A ）手帳、精神障害を対象とした（ B ）手帳といった手帳制度がある。

問題9. 知的障害の一次的特徴としては、（ A ）の不正確さ、記憶の不安定さ、事物の（ B ）・一般化の困難さ、論理的思考の困難さなどがあげられる。

問題10. 知的障害がある人は、スキルを身につける機会を失いがちである。このことを（ A ）という。また、その逆に不適切なスキルを学んでしまうことがある。このことを（ B ）という。これらの結果、「問題行動」等を示してしまうことが多い。

問題11. 「強度行動障害」という言葉は、知的障害・自閉スペクトラム症のある人たちの福祉現場から生まれた言葉である。主に思春期以降に見られる激しい（ A ）、他害、異食、器物破損、昼夜逆転などの睡眠障害、飛び出しなどの著しい多動、大声など、本人と周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行為が（ B ）にわたって続く場合をさして使われる。

◆第4章の「知的障害福祉の歴史」について、カッコに入る言葉をテキストに記載されている用語を用いて記入しなさい。

問題12. デンマークの社会省担当官で知的障害者の親の会の活動に共鳴した（ A ）は、1959年法において世界で初めて（ B ）という言葉を使い、スウェーデン知的障害児者連盟の（ C ）は、1963年に「知的障害者は、（ D ）なリズムにしたがって生活し、（ D ）な成長段階を経て、一般の人と同等の（ D ）なライフサイクルを送る権利がある。」と（ B ）の原理を整理した。

問題 13. 1981 年国連は、（ A ）をテーマに国際障害者年を定め、2006 年 12 月に国連総会において、批准した場合は国内法の整備義務がある（ B ）が採択された。（ B ）の第 1 条では、障壁となる環境との（ C ）が強調され、第 2 条では合理的（ D ）という考え方が提起された。

問題 14. 1897 年「孤女学院」を（ A ）に改称・改組した（ B ）は、日本の「知的障害者教育・福祉の父」と呼ばれ、1934 年「（ C ）（現日本知的障害者福祉協会）」の設立に尽力した。

問題 15. 1963 年（ A ）は、重症心身障害児施設「びわこ学園」を開設し、「（ B ）」と訴えて、重症心身障害児福祉に取り組みました。その後、厚生省は重症心身障害児（者）の施設整備計画において（ C ）構想を打ち出した。

◆第 5 章の「障害福祉サービスの概要」について、カッコに入る言葉をテキストに記載されている用語を用いて記入しなさい。

問題 16. 障害者総合支援法は、障害のある人が生活を営む上で障壁となるような「（ A ）、（ B ）、（ C ）、観念その他の一切のもの（社会的障壁）」を除去し、計画的に行うべきであるとしている（1 条）。

問題 17. （ A ）による障害福祉サービスは、主として障害の重い人や日常生活に困難を抱える人に対し、入所施設や居宅などで日常生活の支援を行う（ B ）によるサービスと、自立生活や就労を目指す人の支援を行う（ C ）によるサービスがあり、それぞれ、利用のプロセスが異なる。

問題 18. 福祉サービスを利用する際の「入り口」となるのが「相談支援」である。
障害者総合支援法は、「相談支援」を、①（ A ）、②指定一般相談支援＝（ B ）（地域移行支援・地域定着支援）、③指定特定相談支援・指定障害児相談支援＝（ C ）の大きく3つに分類している。

問題 19. 障害児通所支援は、（ A ）法に基づき、主に施設などへの通所によって、日常生活における基本的な動作の指導、（ B ）の向上のために必要な訓練、知識技能の付与、（ C ）への適応訓練、社会との交流の促進などの支援を行うサービスである。

◆第6章の「障害福祉サービス提供のプロセス」について、カッコに入る言葉をテキストに記載されている用語を用いて記入しなさい。

問題 20. 障害福祉サービスでは、サービスの種類により、（ A ）と（ B ）に分かれており、それぞれ支給決定プロセスが異なる。福祉サービスの利用を希望する際は、市町村に申請を行うが、サービスの支給決定の際には、（ C ）が作成する（ D ）の作成が必要となる。なお、申請者自身の作成による（ E ）も可能である。

問題 21. 市町村は、障害者等から介護給付費等の支給に係る申請を受理した場合、（ A ）の認定を行う。認定は、認定調査等により行う一次判定、一次判定の結果や概況調査、医師の診断書などを踏まえて（ B ）で行う二次判定を経て市区町村が行う。この（ A ）は、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものと定義されている。

問題 22. 市町村は、二次判定の結果、及び（ A ）を踏まえて、サービスの支給量と支給決定の有効期間を決定し、障害福祉サービス（ B ）を申請者に交付する。

◆第7章の「利用者の意思決定支援」について、カッコに入る言葉をテキストに記載されている用語を用いて記入しなさい。

問題 23. 意思決定支援とは、障害者本人の意思が形成されるために、理解できる形式での情報提供と経験や体験の機会の提供による「（ A ）」、及び言葉のみならず様々な形で表出される意思を汲み取る「（ B ）」を前提に、生活のあらゆる場面で本人の意思が最大限に反映された選択を支援することにより、（ C ）から（ D ）へと生き方の転換を図るための支援である。

問題 24. 本人の意思・選好を優先することや、計画作成プロセスに本人の参画を原則とすることとは別に、それらを支える基本的な原則として、（ A ）第3条の一般原則、（ B ）の重視、インクルージョンの推進、（ C ）の排除などが挙げられている。

問題 25. ジレンマは、「障害者本人の表出している（ A ）と支援者が考えている障害者本人の（ B ）とが一致しない場合」のことで、本人の決定が（ C ）を伴う場合には、支援者としてジレンマに陥る。しかし、国のガイドラインでは、「（ C ）管理を強調するあまり、本人の意思決定に対して（ D ）になりすぎないように注意する必要」があることが挙げられている。

問題 26. 重度の知的障害がある人たちの（ A ）や（ B ）の不足を前提として支援にあたるのではなく、支援者側の受け取る能力や発信し支援する能力を高めていくことが求められる。これらの能力は、日本知的障害者福祉協会のガイドブックにおいて「（ C ）」、「（ D ）」と表現されている。

◆第8章の「施設・事業所における権利擁護とリスクマネジメント」について、カッコに入る言葉をテキストに記載されている用語を用いて記入しなさい。

問題 27. 障害者虐待防止法は、平成 23 年に制定され、平成 24 年 10 月に施行されました。虐待は障害者の尊厳を害する行為であるから、障害者の（ A ）および（ B ）のために虐待防止が不可欠で、虐待の禁止・予防・早期発見、被虐待障害者の保護・自立支援、養護者に対する支援を通して、障害者の（ C ）の擁護をしていこうというものである。

問題 28. 障害者基本法 4 条は、1 項で「障害を理由とする（ A ）の禁止」、2 項で「社会的障壁除去のための（ B ）」、3 項で「差別等の防止のための（ C ）」を定めている。これを実効あるものにするために、障害者差別解消法では「基本方針」「差別を解消するための措置」「差別を解消するための支援措置」の三つの柱の下、附則を除く全 26 の条文が定められた。

問題 29. リスクマネジメントには、（ A ）・（ B ）・（ C ）の3つのステージは欠かせない。

問題 30. 福祉サービス提供に関わって、事件や事故が発生した場合やコンプライアンス違反があった場合、担当職員および（あるいは）その職員を雇用する事業者には、「（ A ）」「（ B ）」「（ C ）」が問われる可能性がある。

変 更 届

(知的障害を理解するための基礎講座)

受講番号		氏 名		印
公益財団法人 日本知的障害者福祉協会 通信教育部 御中				
次のとおり変更いたしましたので、ご連絡いたします。				
年 月 日				
※該当する項目のみご記入ください(変更前と後のいずれもご記入ください)。				
	変更前		変更後	
ふりがな				
氏名				
所在地	〒		〒	
携帯				
電話				
E-mail				
勤務先名				
勤務先電話				
※これより下は記入しないこと				
受 付 年 月 日		処 理 年 月 日		

※右記の二次元コードにより
変更もできます。



知的障害を理解するための基礎講座に関するお問合せ先

公益財団法人 日本知的障害者福祉協会 基礎講座 係

〒105-0013

東京都港区浜松町 2-7-19

KDX 浜松町ビル 6 階

TEL: 03-3438-0984

FAX: 03-3431-1803

(2025 年 5 月作成)